

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

黒潮町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧大方町地域

(1) 現況

本地域は、幡多郡の東部に位置し、総面積の約83%を山林が占め、耕地面積は7%となっている。平坦地では、農地造成事業やほ場整備事業による生産基盤の整備が行われ、キュウリ、ミョウガなどを中心とした施設野菜、南部地域では、宿根カスミソウやテッポウユリなどの花き栽培が行われている。また、中山間地域では、立地条件に合わせた水田農業を中心とした農業経営を行っている。今後は、将来の農業生産の担い手となる後継者や中核農家の育成や集落営農組織など、幅広く担い手育成確保対策を推進していく必要があることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

2. 旧佐賀町地域

(1) 現況

本地域は、幡多郡の東側に位置し、幡多地域への東の玄関口となっている。耕地面積は約5%であり、恵まれた条件での農業経営ではないものの、以前から菌茸類の栽培が盛んに行われている。平坦地では、主にハウスを利用したニラ栽培農家も増加傾向にあり、当地域の主要な農産物となっている。また、中山間地域では、立

地条件に合わせた水田農業を中心とした複合経営を行っている。今後は、将来の農業生産の担い手となる後継者や中核農家の育成や集落営農組織など、幅広く担い手育成確保対策を推進していく必要があることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧大方町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧佐賀町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。